

2015年10月21日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

江南市長 澤田 和延

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

第6期介護保険料については、一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しは行っていませんが、低所得者の保険料基準額に対する割合を、0.5から0.45に軽減しています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

低所得者の保険料基準額に対する割合を、0.5から0.45に軽減しています。
高齢者への訪問介護サービスの利用料軽減は、平成17年度から国の制度は廃止されましたが、市単独の制度として低所得の方には、引き続き5%の軽減を行なっています。

- ③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】

在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産のある方には、ご自身で負担いただくように基準の見直しが行われたものです。

(2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

平成28年度には地域密着型介護老人福祉施設1施設の整備を予定しています。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】

当面の間、現行どおりとします。

- ③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

【回答】

平成27年度介護報酬単価に基づき、事業費を支給します。

- ④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、国により介護職員処遇改善が行われております。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネジャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

- ★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】

要支援者に対しては、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントに基づき、効率的かつ効果的な支援をします。

- ★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】

高齢化の進展に伴い、増加が予想される身体介護・生活援助等のニーズへの対応や住民主体による支援体制の構築のため、適切なサービスが提供できるように基盤の整備を図ります。

- ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

【回答】

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じた支援をします。

- エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】

既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が提供できるよう基盤の整備を図ります。

②介護保険利用の際の手続き

- ★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支

援センターへつなぐようにしてください。

【回答】

国の指針に基づき、実施します。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】

包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、地域包括支援センターが業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することも可能ですが、現行額以上の委託料を保障することはできません。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【回答】

持続可能な介護保険制度の構築を図りながら、地域支援事業を実施します。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】

現行サービスの利用を前提に、住民ボランティア・住民主体の自主活動を位置付けることはできません。また、団体等の支援については、法や制度に基づき行っていきます。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などについては、給食サービスや緊急通報システム事業等を実施して安否確認しております。また、買い物などの生活支援については、日常生活に支援が必要なひとり暮らしの高齢者の方などを対象にホームヘルパーの派遣をしています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】

高齢者の方が家に閉じこもりがちにならないように、デイサービスが利用できます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】

市の補助団体である社会福祉協議会が平成27年4月1日時点で、市内18か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。社会福祉協議会など関係機関との協働で、「いきいきサロン」の増設を図っていきます。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

現在、江南市内における公営の高齢者向け住宅といたしましては、県営松竹住宅内に高齢者世話付住宅が整備されており、生活援助員の派遣を行っておりますが、財政的なことを考慮いたしますと、高齢者住宅を公営で整備することは困難です。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】

月曜日から金曜日までの週5日以内、昼食や夕食のどちらかを配食しており、市が一食につき250円の助成をしています。

土曜日、日曜日の利用や補助額の増額につきましては、今後の社会状況を踏まえまして検討してまいります。また、会食方式の実施につきましても、他のサービスとの関連性を踏まえ検討いたします。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度は既に実施しております。高額介護サービス費の受領委任払い制度につきましては、実施の予定がありません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

障害者控除の対象は、要綱に定める区分に応じて、市長が認定します。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

障害者控除対象者には、毎年1月末に障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活に困窮する全ての世帯に対して、生活保護法に基づき必要な保護を実施しています。また、生活保護申請については、生活状況等の確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、申請意思を示した方については、申請書をお渡ししています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】

扶養義務者への扶養照会については、生活保護法及び実施要領に基づき、個々の生活歴等をよく考察し、保護を受ける妨げとならないよう適切な対応を図っております。

- ③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

国の対応方針に準じて、他の諸施策へできる限り影響が及ばないように、その趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら適切に対応してまいります。

- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答】

ケースワーカーの人数は、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるように、国が示す基準の範囲を遵守して配置しております。また、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員を1名配置し、支援体制の充実を図っています。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

不当要求等の対応をするために職員を配置していますが、生活保護の相談・申請等での窓口対応はしていません。

- ⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

制度の目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、委託者である江南市社会福祉協議会と連携して適性な実施に努めております。

また、事業の趣旨として、自立相談支援事業において生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐこととなっていますので、今後も委託者と綿密な相互連携を図り、適切な対応に努めてまいります。

- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【回答】

生活保護法による実施要領に基づき、ケースワーカーが各世帯に対して、見直しのあり方と考え方について解りやすく説明してまいります。そうしたなかで、世帯の生活状況等を考慮し、「個別の事情による配慮措置」や「居住の安定に配慮した経過措置等」を適宜適用し、生活の維持に支障が生じないよう適切な対応に努めてまいります。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

【回答】

特別基準の適用の可能性がある世帯に対しては、担当ケースワーカーから各世帯に対して、口頭による説明にて制度内容の周知に努めてまいります。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【回答】

特別基準の適用については、実施要領に基づき、画一的に処理するのではなく、家庭訪問等によりケース毎の生活実態を詳細に把握し、慎重且つ適切な制度の運用に努めてまいります。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】

平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ参加していますが、市税の滞納整理を推進するとともに、派遣職員の徴収技術の向上を図ることを目的としています。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押を行う際には地方税法等の規定に基づき、差押禁止財産を除いて適正に滞納処分を実施しております。また、滞納整理においては、納税相談があればその実情をよくくみ取るように心がけ、納税の猶予についても、対象となれば適用しています。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

保険税等の引き上げは行っておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

新たな税源が必要となるため、実施は困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とまらないようにしてください。

【回答】

平成21年度から生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象とする減免を設けています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

前年所得金額が400万円以下の基準に拡大し対応しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

福祉医療対象者および高校生以下の子どもには交付していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付制限は行っていませんが、本人からの申し出による保険税への充当は行っています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

分納誓約書等で約束どおり納付されている方には、一般の被保険者証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

平成21年度から、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、広報や国保のしおりに掲載して、住民へ周知しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

県制度の動向を注視し、市民の方や市の負担増とならないよう持続可能な制度を検討していきます

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

通院については未就学児、入院については中学生までが県の補助対象となっていることから市単独事業の実施は困難です。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

平成27年4月から実施しています。

- ④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】

機会をとらえ、要望していきます。また、一般会計繰り入れによる補てんは行っていません。

6. 子育て支援などについて

- ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答】

当市ではひとり親家庭の支援について、支給要件に該当する方に対し、経済的支援として、児童扶養手当(国)・遺児手当(県)・江南市児童扶養手当(市)の各種手当を支給しております。

また、母子父子家庭等の自立のため、生活支援として、ひとり親家庭等日常生活支援事業や子育て短期支援事業、母子生活支援施設措置事業、母子・父子家庭自立支援給付事業などの各種施策を実施しております。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】

就学援助の対象基準は別紙のとおりです。現在は、平成25年度当初の生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象としています。また、年度途中でも申請の受け付けをしております。

- ★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答】

学校給食法第11条第2項に「学校給食を受ける児童又は生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とする。」と明文化されておりますのでご理解ください。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】

当市の保育所は18園すべて公立（市立）の保育所であり、保育を希望する児童に対する保育を実施しています。新制度により今後の参入が予想される地域型保育事業等においては、保育の質を確保できるよう国の基準を上回る認可基準を制定しています。地域型保育事業の実施にあたっては、指導・監督等に努め、保育の質の確保を図ってまいりたいと考えています。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】

当市では毎月1回開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議及び主任児童委員会で児童虐待やハイリスク家庭の情報を各機関で情報交換し共有しています。

加えて民生児童委員協議会におきまして、夏休み前、冬休み前の年2回、児童委員会が開催されますので、その際に地域の民生児童委員の皆様へ情報提供をし、児童の見守りや通報・通告などの協力依頼をしております。

また、江南市の小中学校にはスクールカウンセラー（臨床心理士：専門職）も配置されており（中学校は全校に、小学校は拠点校3校）、児童虐待やいじめ防止及び早期発見に努めております。

- ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】

ひとり親家庭については、母子父子寡婦福祉資金の貸付（住宅資金、転宅資金）を行っております。※愛知県の制度

母子父子世帯などの福祉向県営住宅に、一定の所得基準額以下の方を対象に募集しております。※愛知県の制度

県営住宅及び市営住宅において、収入が一定基準以下の方は家賃が減額される場合があります。

- ⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】

妊産婦健診は、産前14回、産後1回を公費で助成しています。

助成は、母子健康手帳公布日以降の健診分を対象としています。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

個々の障害者に合わせて、自立した生活ができるように支給決定を行っております。必用な方に必用な支給量を決定していますが、今後もニーズに対応できるよう努めます。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】

通年かつ長期にわたる外出については、利用できません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】

応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】

受益者負担の考え方から、制度設置は困難です。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】

これから65歳に到達される方につきましては、到達前に調整ができるよう努めます。また、現在と同様、引き続き本人に対して説明をおこなっていきます。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】

介護保険サービスの利用申請をおこなっていただくよう引き続きお願いをいたしますが、現在と同様、介護保険が利用できるまでは障害福祉サービスを提供します。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】

国の指針に従い、通院時の院内介助については、介助が必要と判断される場合には認めていますが、入院中の場合については認められません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

国の社会保障政策に関することであるため、市としては要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対処していきます。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチン接種費用の公費助成については、近隣の動向をみながら検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

平成26年10月から65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方で初回接種の方は定期接種になりました。75歳以上で定期接種の対象とならない方に任意接種の助成を行っています。助成額については近隣の状況をみながら今後の課題とさせていただきます。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

妊娠を希望する女性の方で風しん抗体検査を受け、風しん抗体が低い方または抗体がない方（経産婦は除く）へワクチン接種費用の半額（上限5,000円）助成を行っております。

助成額については、県の動向を注視していきます。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【回答】

消費税増税につきましては国の施策であり、市としましては意見書等の提出は考えておりませんが、景気の動向や経済成長、市民生活など社会経済情勢に与える影響が大きい施策であるため、政府の判断や国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

【回答】

国の施策に基づいております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

国庫の負担増に関しては、市長会などを通じ国へ要望書を提出してまいります。労働者の処遇改善につきましては、国により介護職員処遇改善等事業が行われています。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

【回答】

機会をとらえて、要望してまいります。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

【回答】

機会をとらえて、要望してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

市民・市町村の負担増とならないよう市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

【回答】

近隣市町の動向をふまえ研究していきたいと考えております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

以上